

建築基準法第 43 条第 2 項第 1 号の規定による認定基準

岩国市建築指導課
令和 5 年 12 月

建築基準法第 43 条第 2 項第 1 号の規定に関し、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上の支障の有無を判断する際の基準は、以下のとおりです。

なお、以下の基準とは別に、建築基準法施行規則（以下「省令」という。）第 10 条の 3 第 1 項、第 2 項及び第 3 項を満足する必要があります。

認定基準

- (1) 建築基準法及び山口県基準条例において「道路」とあるのを「省令第 10 条の 3 第 1 項第 1 号又は第 2 号に定める道」に読み替え、これらの規定に適合していること
- (2) 敷地内の雨水及び汚水等の排水処理が適切に行われること
- (3) 省令第 10 条の 3 第 1 項第 1 号に該当するもので、新築の場合は、公共の用に供する道の所有者又は管理者の建築すること等の協議書が添付されていること
- (4) 敷地が土砂災害防止対策の推進に関する法律に規定される土砂災害特別警戒区域に含まれていないこと
- (5) その他、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるもの

※省令第 10 条の 3 第 1 項第 1 号に規定する「農道その他これに類する公共の用に供する道」は、農道や港湾道路等、公的機関が管理する道が該当します。